

美保関中学校3年生の生徒さんを対象に 法教育を目的とした 裁判官による出張授業を実施しました。



開催日：10月11日（火）

場 所：美保関中学校

内 容：裁判員制度についての説明

模擬裁判員裁判（模擬裁判・模擬評議）など

①



今年で13年目を迎える裁判員制度について、裁判官から裁判員制度の導入の理由、裁判員の選任手続及び裁判員経験者の声について説明を行いました。

②



事後強盗致傷の事案を題材にして、裁判員裁判の模擬裁判を実施しました。

生徒の皆さんには、準備したシナリオに従って裁判官、裁判員、検察官、弁護人の役をそれぞれ実演していただきました。証人尋問や被告人質問など、皆さん役になりきって演じていただき、刑事裁判の流れを体験していただきました。

③



模擬裁判員裁判の後は、グループに分かれて被告人が有罪なのか無罪なのかについて評議を行い、各グループの結論を発表していただきました。評議では様々な視点から意見が出されました。生徒の皆さんには、活発に議論していただき、話し合いながら結論を導き出すことの大切さや大変さを感じていただけたようです。

④



最後は裁判官への質問タイムです。「裁判で黙秘したら、何か罰が追加されますか」「裁判官になるにはどうしたらよいですか」「裁判がない日はどのような仕事をしていますか」「今まで担当した事件で一番判決が難しかった事件は何ですか」など沢山の質問をいただきました。

～～中学生からの感想～～

- ・裁判官の話を直接聞けることはないのですが、とても貴重な経験だった。
- ・評議では、有罪の意見もあれば無罪の意見もあり、なかなかまとめるのが難しかった。
- ・裁判員制度について理解が深まった。
- ・自分が裁判員になることがあったら、今回の授業を忘れず、見合った判断ができるよう記憶しておきたい。

～～裁判所から～～

- 皆さんとても熱心に取り組んでいただき大変ありがとうございました。
- 令和5年から、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります。この出張授業をきっかけとして、少しでも裁判所や裁判員制度を身近に感じていただければ幸いです。